

第 2 6 7 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

（ 令 和 8 年 3 月 9 日 ）

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第４号）

○開会の日時 令和 ８ 年 ３ 月 ９ 日 午前 1 0 時 0 0 分開議
午後 零時 0 7 分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（２０人）

委 員 長	佐 賀 英 生	副 委 員 長	富 岡 直 哉
委 員	佐 藤 武	委 員	工 藤 祥 子
”	高 橋 征 志	”	濱 田 栄 子
”	杉 浦 弘 樹	”	櫻 田 秀 夫
”	住 吉 年 広	”	白 井 二 郎
”	村 中 浩 明	”	野 中 貴 健
”	佐 藤 広 政	”	中 村 正 志
”	井 田 茂 樹	”	浅 利 竹 二 郎
”	岡 崎 健 吾	”	佐々木 隆 徳
”	大 瀧 次 男	”	佐々木 肇

○欠席委員（１人）

委 員 東 健 而

○説明のため出席した者

市 長	山 本 知 也
副 市 長	吉 田 真
副 市 長	齋 藤 友 彦
総 務 部 長	松 谷 勇
政 策 推 進 部 長	小笠原 洋 一
財 務 部 長	吉 田 由佳子
市 民 生 活 部 長	石 橋 秀 治
健 康 福 祉 部 長	斉 藤 洋 一
健康づくり推進監	高 橋 嘉 美
健康福祉部次長	
こどもみらい部 長	菅 原 典 子
smile kids office	
にっこりっこ所 長	

農 林 水 産 部 長	一 戸 義 則
まちづくり推進部長	木 下 尚一郎
会 計 管 理 者	中 村 智 郎
教 育 部 長	福 山 洋 司
上下水道局長市民生活部理事	小 田 晃 廣
川 内 庁 舎 所 長	池 田 雅 文
大 畑 庁 舎 所 長	松 本 邦 博
脇野沢庁舎所長 農 林 水 産 部 副 理 事	山 崎 拓 也
政 策 推 進 部 次 長	青 山 論
財 務 部 次 長 契 約 課 長	飯 田 啓 太 郎
財 務 部 副 理 事 財 政 課 長	工 藤 大 介
財 務 部 副 理 事 税 務 課 長	畑 山 勝
市 民 生 活 部 次 長 市 民 ス ポ ー ツ 課 長	加 藤 昭 広
商 工 観 光 部 次 長 商 工 観 光 施 設 課 長	澤 田 修 一
上 下 水 道 局 次 長 市 民 生 活 部 副 理 事	眞 野 哲 広
上下水道局副理事下水道課長 市 民 生 活 部 副 理 事	宮 下 圭 一
総 務 部 市 長 公 室 長	立 花 幸 一
総 務 部 総 務 課 長 選挙管理委員会事務局総括主幹	鈴 木 明 人
政 策 推 進 部 企 画 課 長	井戸向 秀 明
財 務 部 税 務 課 総 括 主 幹	川 端 直 子
市民生活部国保年金課長	工 藤 周
健康福祉部介護保険課長 地域包括支援センター所長	井戸向 明 子
健康福祉部健康づくり推進課長	松 山 徹
大畑庁舎市民生活課長	山 崎 憲 一
上下水道局経営課長 市民生活部環境政策課総括主幹	阿 部 博 幸
上下水道局経営課総括主幹	庭 田 毅
上下水道局水道課長	山 崎 浩
上下水道局水道課総括主幹	中 村 満
上下水道局下水道課総括主幹 市民生活部環境政策課総括主幹	太 田 貢
総 務 部 市 長 公 室 主 幹	能 渡 崇

政策推進部企画課主幹	畑 中 佳 奈
財務部財政課主幹	佐 藤 大 輔
財務部税務課主幹	武 田 祐 典
財務部税務課主幹	北 上 真
財務部税務課主幹	福 士 雄 也
市民生活部国保年金課主幹	櫻 田 久美子
市民生活部国保年金課主幹	宮 本 千 里
健康福祉部介護保険課主幹	大 橋 貴 子
健康福祉部介護保険課主幹	佐 藤 涼 子
健康福祉部介護保険課 地域包括支援センター主幹	玉 谷 千 春
上下水道局水道課主幹	渡 部 直 樹
上下水道局経営課主任主査	山 田 真由美
上下水道局経営課主任主査 市民生活部環境政策課主任主査	岩 崎 和 徳
上下水道局水道課主任主査	畑 中 裕 平
大畑庁舎市民生活課主任主査	新井田 真 弓
市民生活部国保年金課主査	賀 佐 大 智
健康福祉部 健康づくり推進課保健主査	圓 子 愛 理
財務部財政課主査	越 膳 陽 史
総務部総務課主任主査	佐々木 大
総務部総務課主事	岩 崎 李 恋

○事務局出席者

事務局 長 上 林 妙 子	次 長 石 田 隆 司
総括主幹 堂 崎 亜希子	主 幹 佐 藤 孝 悦
主任主査 瀬 角 朋 也	主 任 浜 端 快

(午前10時00分 開議)

○委員長(佐賀英生) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は20人で定足数に達しております。

これより前回の審査に引き続き議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

前回の審査では、歳出までの質疑が終わっておりますので、本日は歳入から審査をしてまいります。

それでは、歳入の審査に入ります。

歳入第1款市税から第21款市債まで一括説明を受け、審査をいたします。

理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長(吉田由佳子) それでは、予算書の12ページをお開き願います。

第1款市税についてであります。市税総額は前年度に比べ5億5,748万5,000円増の65億5,076万7,000円、徴収率は前年度に比べ0.3ポイント増の97.1%となっております。

次に、14ページに移りまして、第1項市民税についてであります。個人所得の増に伴い、前年度に比べ2億5,786万5,000円増の30億6,591万7,000円を計上しております。

次に、第2項固定資産税についてであります。償却資産の増加に伴い、前年度に比べ2億7,065万2,000円増の25億3,812万6,000円を計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてであります。前年度に比べ923万9,000円減の1億7,889万2,000円を計上しております。

次のページに移りまして、第4項市たばこ税についてであります。前年度に比べ458万9,000円増の5億5,545万8,000円を計上しております。

次に、第5項都市計画税についてであります。前年度に比べ195万3,000円増の1億6,783万5,000円を計上しております。

次に、第6項入湯税についてであります。前年度に比べ9万2,000円減の159万5,000円を計上しております。

次に、第7項使用済燃料税についてであります。前年度に比べ3,175万7,000円増の4,294万4,000円を計上しております。

次のページに移りまして、第2款地方譲与税についてであります。前年度に比べ283万2,000円増の2億7,983万2,000円を計上しております。

次に、第3款利子割交付金についてであります。前年度に比べ400万円増の700万円を計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。前年度に比べ900万円

増の3,000万円を計上しております。

次のページに移りまして、第5款株式等譲渡所得割交付金についてありますが、前年度に比べ1,600万円増の3,600万円を計上しております。

次に、第6款法人事業税交付金についてありますが、前年度に比べ900万円減の9,600万円を計上しております。

次に、第7款地方消費税交付金についてありますが、前年度に比べ2億1,000万円増の18億5,500万円を計上しております。

次に、第8款環境性能割交付金についてありますが、前年度に比べ2,450万円減の50万円を計上しております。

次のページに移りまして、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてありますが、前年度に比べ272万5,000円増の8,347万2,000円を計上しております。

次に、第10款地方特例交付金についてありますが、前年度に比べ2,750万円増の7,401万円を計上しております。

次に、第11款地方交付税についてありますが、前年度に比べ2億700万円増の124億7,000万円を計上しております。増額の主なものは、普通交付税の増によるものです。

次のページに移りまして、第12款交通安全対策特別交付金についてありますが、前年度に比べ4,000円減の434万8,000円を計上しております。

次に、第13款分担金及び負担金についてありますが、前年度に比べ7,455万4,000円減の3,246万9,000円を計上しております。

次に、19ページから21ページにかけての第14款使用料及び手数料についてありますが、前年度に比べ358万1,000円増の2億5,070万5,000円を計上しております。

次に、21ページから24ページにかけての第15款国庫支出金についてありますが、前年度に比べ7億6,883万2,000円減の76億5,173万7,000円を計上しております。減額の主なものは、22ページ、第2項国庫補助金、第1目の総務費国庫補助金で、デジタル防災センター整備事業に係る災害時に備えた社会的需要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金の皆減によるものです。

次に、24ページから27ページにかけての第16款県支出金についてありますが、前年度に比べ1億4,031万3,000円増の38億9,062万5,000円を計上しております。増額の主なものは、26ページ、第2項県補助金、第8目の教育費県補助金で、国民スポーツ大会市町村競技施設仮設等対応費補助金の増によるものです。

次に、28ページから29ページにかけての第17款財産収入についてであります。前年度に比べ133万9,000円増の2,990万8,000円を計上しております。

次に、第18款寄附金についてであります。前年度に比べ1億5,200万円減の1億9,000万円を計上しております。減額の主なものは、ふるさと納税寄附金の減によるものです。

次に、30ページから31ページにかけての第19款繰入金についてであります。前年度に比べ4億4,230万円減の9億413万8,000円を計上しております。減額の主なものは、30ページ、第1項基金繰入金、第5目のふるさと納税寄附金基金繰入金の減によるものです。

次に、31ページから33ページにかけての第20款諸収入についてであります。前年度に比べ5億1,893万5,000円増の34億9,368万9,000円を計上しております。増額の主なものは、32ページ、第3項貸付金元利収入、第6目の一部事務組合貸付金元金収入で、下北医療センター貸付金元金収入の増によるものです。

次に、33ページから34ページにかけての第21款市債についてであります。前年度に比べ6億4,660万円減の25億6,980万円を計上しております。減額の主なものは、34ページ、第6目の土木債で、道路橋りょう整備債の減によるものです。

この結果、歳入の総額は前年度に比べ4億1,700万円減の405億円となりました。

以上が歳入全般の説明であります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生）　ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政）　歳入の第1款第1項市民税、そして市民税の中の第1目個人、第2目法人、第2項固定資産税、第1目固定資産税、そして第4項の第1目市たばこ税、そしてあと第7項の使用済燃料税が上昇した原因は何かお伺いいたします。

○委員長（佐賀英生）　税務課長。

○財務部副理事税務課長（畑山　勝）　お答えいたします。

市税の総額は、前年度比5億5,748万5,000円増の65億5,076万7,000円を計上しております。増となった主な要因は、個人所得及び法人所得の増による市民税の増、事業資産に係る償却資産の増などによる固定資産税の増、使用済燃料貯蔵量が増えることによる使用済燃料税の増であります。

まず、市民税の増額となった主な要因は、個人給与所得の増収、企業の業

績が上昇していることから増額を見込んでいること、また定額減税の影響が令和8年度にはなくなることがあります。

次に、固定資産税の増額となった主な要因は事業資産の増で、設備や重機などの大型資産の導入が見込まれることから、それに伴う償却資産の増を見込んでおります。

次に、市たばこ税の増額については、令和7年度当初予算におきましては、近年の減少傾向を踏まえ、堅めに見込んで計上していたところであります。そのため、令和8年度当初予算を予算ベースで比較しますと増額となっておりますが、一方で健康志向の高まり等により販売本数は年々減少しており、決算ベースで比較しますと減少している状況にあります。

次に、使用済燃料税については、現在キャスク3基が貯蔵されておりますが、搬入計画に基づき令和8年4月期に3基、令和8年10月期に2基が搬入されるものとして試算し、増額を見込んでおります。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） たばこ税が増額になっているということで、本数自体は減っているということでしたが、その他で市民税等が上がるというお話を、先ほど所得の上昇ということだったのですが、様々な形であるとは思いますが、もし増額傾向の金額自体が個別に分かるのであれば、何ほどのぐらい上がるのか、もしお示しできるのであればお願いしたいと思います。

○委員長（佐賀英生） 税務課長。

○財務部副理事税務課長（畑山 勝） 市民税の内訳といたしましては、個人市民税が2億1,190万5,000円、法人市民税が4,596万円、そのうち定額減税の影響額は2,160万円となっております。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 22ページ、第15款国庫支出金の第4目農林水産業費国庫補助金、天然記念物食害対策事業費補助金について質疑いたします。

これ例年よりかなり増額となっておりますけれども、まずは増額となった理由についてお聞きします。

○委員長（佐賀英生） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

ニホンザルによります農作物被害が後を絶たない現状を鑑みまして、国・県に対しまして野猿監視人の増員、また電気柵の延伸といった実効性のある対策を要望してきたところであります。今回の歳入の増額につきましては、こうした当市の要望が反映された結果であると認識しております。

以上となります。

○委員長（佐賀英生） 杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 歳出のときの天然記念物ニホンザル・カモシカ食害対策事業費の増額の部分と答弁のほうと一緒にいうふうなことで、今回歳入のほうが増えたということですが、これ歳出のときに答弁しておりましたこの増員の部分というのは、野猿監視人の増員の部分は、5名から8名という形で歳出のときに答弁しておりましたが、ではその3名分の増員というところが含まれているというふうなことでよろしいのでしょうか。

また、この増員分の部分は通年雇用なのかどうか、そちらのほうもお聞きしたいと思います。

もう一つ、この補助金、よく見込みのほうを計上している場合があったりするのですが、今回においてはもうこれ確定なのかどうか、そちらもお聞きしたいと思います。

○委員長（佐賀英生） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 国庫補助金の増額につきましては、先ほど申しましたとおり、野猿監視人の増額と電気柵の延伸分になります。野猿監視人につきましては、5名から8名、3名の増員となっておりますが、こちらは8名とも通年の雇用ということになっております。

また、今回歳入の予算計上につきましては、1月に国とヒアリングを行った際に、こちらとしては内諾をいただいているということで認識しておりますので、減ることはないだろうということで認識しております。

以上となります。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 原子力関連交付金の種類及びそれぞれの額と歳入依存財源に対する割合がどうなっているかお伺いします。

もう一つ、これ答えていただけるのかどうか分からないですが、先ほど佐藤広政委員から質疑があった市民税と固定資産税の部分なのですが、来年度増額になっていきますけれども、当面この傾向で推移するとお考えなのかどうかお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 財政課長。

○財務部副理事財政課長（工藤大介） 私からは、原子力関係の交付金についてお答えいたします。

まず、電源立地地域対策交付金、こちら国のほうにつきましては15億円を見込んでおります。同じく電源立地地域対策交付金の県の補助金になり、交付金になりますけれども、こちらのほうは1億4,771万4,000円を見込んでご

ございます。そして、青森県核燃料物質等取扱税交付金、こちらのほうは6億6,682万6,000円を見込んでございます。そして、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、こちらのほうは今年度から始まったものになりますけれども、4,918万円を見込んでございます。

また、核燃料サイクル交付金、こちらのほうは2,200万円を見込んでございまして、合計しますと23億8,572万円、歳入全般からの比率といたしましては、5.9%となっております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 税務課長。

○財務部副理事税務課長（畑山 勝） 市民税と固定資産税につきましては、市民税については国の減税対策等ありますので、今後減少するとか、その課題についてはちょっとまだ見込めないところがあります。

固定資産税につきましては、このまま減ることというのはなかなか見込めないのかなと思っておりますが、償却資産ですので、減価償却されますと、だんだん減っていくというような形になると思われます。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 原子力関連の交付金についてなのですが、基盤整備で交付されている。これは、中身を私伺ったかもしれないのですが、ちょっと不鮮明なので、説明いただきたいなど。

あと、核燃料サイクル交付金がかなりの減額になっていきますけれども、この要因について伺います。

○委員長（佐賀英生） 財政課長。

○財務部副理事財政課長（工藤大介） 基盤整備交付金、こちらは正式には原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金となっております。こちらのほうは県のほうを中心に、国・県、立地自治体、事業者、有識者等で構成されました青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像に関する共創会議、こちらの中で検討された事業について県が策定する地域振興計画に基づいて、県及び立地自治体を実施する事業について交付されたものでございます。令和8年度の事業につきましては、デジタル防災センターの整備事業、こちら備品の購入費になっておりますけれども、こちらですとか、むつ下北キャンパス運営費補助金事業、そしてしもきたハイテクフードバレー推進事業の3事業を充当しております。

核燃料サイクル交付金の減の要因ということですが、令和7年度につきましては、後年度に実施する下北医療センターのほう、むつ総合病院の

ほうで購入する医療機器分として、地域振興基金に積み立てる事業として4億円をこちらのほう、3月ですけれども、積み立てる予定になっておりまして、それが積み立て終わってなくなるというのが、この減になる主な要因となっております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 29ページの第18款寄附金の第1目総務費寄附金のふるさと納税寄附金についてお伺いします。

昨年度の3億円から1億5,000万円まで歳入の予算が減っていきまして、落としたのが目標の見直しだということで、歳入を過大に見込むべきではないと思いますので、その点についてはいいかなというふうに思うのですけれども、令和6年度の決算、たしか1億2,000万円程度だったと思います。1億5,000万円の見込みも妥当なのかなというところもあるのですけれども、今年度、令和7年度の決算見込みは、今の時点でどうなっていますでしょうか。

○委員長（佐賀英生） 商工観光部次長。

○商工観光部次長商工観光施設課長（澤田修一） 令和8年3月の推定なのですけれども、寄附金額としましては1億2,400万円と見込んでおります。

○委員長（佐賀英生） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 昨年の歳入が3億円ということで、チャレンジングな目標だったわけなのですけれども、結局ここ数年の推移が1億2,000万円とか1億3,000万円の決算になっていると思います。結局、思うようにこれまで実績が伸びなかった要因をどのように分析していますでしょうか。

○委員長（佐賀英生） 商工観光部次長。

○商工観光部次長商工観光施設課長（澤田修一） 今までの令和7年度の一定の効果の検証が出ましたので、一応新規ポータルサイトの達成は一定効果がありました。あと、新規返礼品の達成が寄附の底上げにつながっています。人気返礼品の在庫確保に努める寄附金額増につながったと思われます。

あと、既存返礼品の魅力向上を継続する必要もあり、これからの施策に対する地域活性化起業人の功績は多大であると思われます。

あと、柱となる返礼品の育成には至らず、全庁的な取組としてはQRコードつき名刺作成及び関連企業への働きかけを継続する必要があります。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 今皆さんの取組の実績をお答えいただいたと思うのですけれども、目標を達成できなかった、思うように伸びなかったその要因、商

品の数、ロットが足りないとかと今まで言われていましたけれども、ロットが足りないのか、魅力のある商品がなかったのか、あるいは他の自治体との競争に負けたとか、いろんな要因があるかと思うのですけれども、最終的な結論、数値を落とした要因、自分たちとして、どうしてこれ以上は難しいと、1億5,000万円にしたかというところの理由を聞いているのですけれども、最後にもう一度お願いします。

○委員長（佐賀英生） 市長。

○市長（山本知也） 予算なので、今年度の分析というのをお伝えさせていただきますけれども、まず担当次長から説明があったのは、客観的に申し上げます。件数は増えております、単価が下がっております、金額はあまり変わらない、これが今年度の現状でございます、地域活性化起業人を誘致して、コンテンツ、入り口は増えた、アマゾンを含め。入り口は増やしたということで、件数は増えたのですけれども、一方で単価が下がってしまったということと、分析といたしましては、やはり青森県内だけで申し上げますと、これ全国もそうなのですけれども、キラーコンテンツと言われるものがやっぱり大事だと言われておりまして、青森は、やはりリンゴがかなりふるさと納税の上位に来ております。大間町さんとかは大間マグロ、これ全国で有名ですので、そういったキラーコンテンツがむつ市としては造成できなかった。この反省を生かしまして、生産者の問題もありますので、新年度すぐにはキラーコンテンツは生まれませんので、そういった観点からキラーコンテンツを徐々に増やしていこうという目標を掲げて、令和8年度1億5,000万円を予算計上したということでございます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 17ページの第6款法人事業税交付金について、900万円の減額になっていきますけれども、その理由をお知らせください。

それからあと、同じ17ページ、第8款環境性能割交付金も2,450万円の減額になっていきますけれども、そこをお知らせください。

○委員長（佐賀英生） 財政課長。

○財務部副理事財政課長（工藤大介） 2つの交付金等がございましたけれども、どちらも国の地財計画の伸びというものを反映してございまして、そちらのほうを見込んで減となっております。

そして、環境性能割につきましては、税制改正が令和8年度にございますので、自動車購入時に課される環境性能割が廃止されることになりましたので、その部分は全くないわけではなくて、2月、3月分は新年度に入ってくるだろうということで、大きく下がった分を計上しているということになっ

ておりますので、ゼロではないですけれども、少しは入ってくるだろうということになっております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 環境性能割のほうは分かりました。ですけれども、法人事業税交付金について、国は見込みで900万円ということで、国の減額ということでこちらで見込んだということですのでけれども、地域としては法人税としては4,596万円を増額していますけれども、その辺のところとの兼ね合いはどのようにお考えですか。

○委員長（佐賀英生） 財政課長。

○財務部副理事財政課長（工藤大介） お答えいたします。

こちらのほうは、地域で伸びたからといって、すぐ伸びるというものではなくて、全国的に案分されて来るものですので、そういった形で県を通じて、県から一定の交付の要件によって市にも入ってくるというものなので、市で急に増になったから、すぐその分が入ってくるというものではないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第25号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。佐藤武委員。

（1番 佐藤 武委員登壇）

○委員（佐藤 武） 議案第25号 むつ市一般会計予算について、反対討論を行います。

本予算は、原発核燃料サイクル推進の立場で、原子力関連交付金に依存するものとなっています。原発核燃依存という将来世代に対して責任を持った予算になっていないことをまず指摘しなければなりません。

また、農業予算の総額が少なく、農業を発展させるためには家族農業を中心とした農業経営体の減少を抑え、経営体数を増加させることが農業振興の土台であるにもかかわらず、対策が不十分ではないかと考えます。

自治体DXで住民の利便性の向上や業務の効率化等働き方改革などを実現することを進めてきましたが、住民の利便性を享受できる人と、かえって不便を感じる人が生まれていることは否定できません。

誰もが幸せに暮らせる社会の実現、誰一人取り残さないという掛け声の下に進められてきましたが、実際には取り残される市民を生み出すことになっています。

人間がＩＴ技術を活用しているのか、ＩＴ技術に人間が使われているのか分からないような状況が生まれています。こういう施策を急激に前のめりに進めていいのでしょうか。

高齢者無料乗車証は、マイナンバーカードの取得が任意であるにもかかわらず、マイナンバーカード取得を条件にしていることは、住民サービスの公平性に反します。無条件で全ての対象者に無料乗車証を交付すべきだと考えます。詳細については、本会議の討論といたします。

○委員長（佐賀英生） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 討論なしと認め、これで討論を終了いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

議案第25号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第132条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

確認しますので、ボタンから手をお離してください。

押し間違い、押し忘れはございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 押し忘れ、押し間違いなしと認め、確定いたします。

（賛成者17人、反対者2人）

○委員長（佐賀英生） 賛成多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第26号 令和8年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、議案第26号 令和8年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和8年度の予算編成に当たりましては、財政運営を担う県から示された数値を用いたほか、医療費の動向等を反映させ、平均加入世帯数を前年度比2.6%減の6,762世帯、平均被保険者数を前年度比3.2%減の9,451人と見込んで積算しております。予算に関する説明書の12ページをお開き願います。

総括表にありますように、令和8年度の予算総額は歳入歳出ともに54億9,257万4,000円となっており、前年度と比較して329万6,000円、率にして0.1%の減となっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款国民健康保険税は、令和8年度から賦課徴収が始まります子ども・子育て支援納付金分の追加や医療分を減額する税率改正を反映させたほか、被保険者数の動向、近年の調定額、収納率の実績等から9億3,645万9,000円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料は、国民健康保険税の督促手数料であります。

次に、14ページに移りまして、第3款国庫支出金についてであります、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修補助金等の減により、前年度と比較して992万3,000円の減となっております。

次に、第4款県支出金、第1項県負担金・補助金についてであります、保険給付に係る交付金及び国の特別調整交付金や特定健診等に係る負担金など、県を通じて交付される交付金を計上しております。なお、被保険者数は減少するものの、診療報酬改定の影響により保険給付費の増額が見込まれることから、前年度と比較して7,179万2,000円の増となっております。

第2項財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金の納付に際し、歳入が不足する場合に県から交付を受けるものであります。

次に、15ページに移りまして、第5款財産収入は、財政調整基金の利子収入であります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金についてであります、低所得者の保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金等を計上しております。被保険者数の減少により、2,989万3,000円の減となっております。

第2項基金繰入金についてであります、税率改正等の影響により財源不足が見込まれますことから、2,397万9,000円の増となっております。

次に、16ページに移りまして、第7款繰越金は、決算において発生した前年度の剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、第 8 款諸収入についてであります。これは国民健康保険税の延滞金や返納金、第三者納付金及びその他雑入でありまして、地方公共団体標準化システムへの移行が令和 7 年度で終了となることから、945万円の減となっております。

以上が歳入についての説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。18ページをお開きください。

まず、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費についてであります。これは国民健康保険の運営管理に要する経費及び青森県国民健康保険団体連合会へ納付する負担金でありまして、前年度と比較して1,592万5,000円の減となっております。これは子ども・子育て支援金制度に係る住基システム改修費等が減額となったことによるものであります。

次に、第 2 項運営協議会費についてであります。これは国民健康保険運営協議会に要する経費となっております。

次に、19ページに移りまして、第 3 項趣旨普及費についてであります。これは国民健康保険制度の趣旨普及に要する経費でありまして、パンフレットの作成に要する経費となっております。

次に、第 2 款保険給付費についてであります。これは被保険者の窓口負担を除いた医療費など保険者が負担する経費でありまして、主なものとしたしましては、第 1 項療養諸費の療養給付費や第 2 項高額療養費、20ページに移りまして、第 4 項出産育児諸費の出産育児一時金、第 5 項の葬祭諸費の葬祭費となっております。なお、被保険者数は減少するものの、診療報酬改定の影響により、第 1 項療養諸費で7,093万1,000円の増額を見込んでおります。

次に、21ページに移りまして、第 3 款国民健康保険事業費納付金についてであります。これは財政運営の責任主体となる県に国民健康保険税等を財源に納付するものであります。県から示された金額を計上しておりまして、第 1 項医療給付費分では8,923万8,000円の減、第 2 項後期高齢者支援金等分では3万1,000円の減、介護納付金分では698万2,000円の増、また令和 8 年度から創設されます子ども・子育て支援納付金分では3,271万2,000円の皆増となっております。

次に、第 4 款財政安定化基金拠出金についてであります。これは国保財政の安定化を図るため、県に設置されている財政安定化基金から災害等の発生により保険料収納不足となって貸付けを受けた際に交付額の 3 分の 1 を負担して補填する拠出金であります。

次に、22ページに移りまして、第 5 款保健事業費についてであります。これは被保険者の健康増進や予防事業に要する経費でありまして、第 1 項特

定健康診査事業費では、特定健診及び特定保健指導に要する経費を計上しております。

第2項保健事業費では、レセプト点検等の医療費適正化事業、人間ドック事業に要する経費等を計上しております。

次に、23ページに移りまして、第6款基金積立金は、財政調整基金の利子収入を基金に積み立てるものであります。

次に、第7款公債費は、一時借入金の利子の支払いに要する経費であります。

次に、24ページに移りまして、第8款諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税の還付金のほか、県普通交付金の前年度精算に要する経費であります。

第2項繰出金は、川内及び脇野沢診療所運営費に係る繰出金であります。

次に、第9款予備費は、1,000万円を計上しております。

以上が歳出についての説明でございます。

これで令和8年度むつ市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。
ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） ちょっと中身が総括的な質疑になりますので、お許しください。

世帯数が減ったり、被保険者数が減ったりと、それに反して保険給付が増えるということで、国民健康保険税の財政は大変だと思っているのですが、国民健康保険に子ども・子育て支援金が令和8年度、来年度から導入されます。こどもの有無に関係なく、後期高齢者の加入者を含む国民健康保険の加入者全員が負担することになります。令和8年度から令和10年度の3年間に段階的に増額され、令和10年度には総額1兆円規模になるという見込みです。新しい制度について、簡単に分かりやすく説明いただきたいと思います。1世帯当たり毎月約300円から450円の負担増になると国の試算では見込まれていますけれども、市民にどのくらいの負担が生じるのかお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） お答えいたします。

子ども・子育て支援金制度は、簡潔に申し上げますと、国が少子化対策として子育て支援策の充実のための財源を全世代からの保険料として徴収することとしたもので、国民健康保険においては1世帯当たりの平均月額が令和8年度は300円、令和9年度が450円、令和10年度が550円と見込まれており

ます。

今回の市の税率案では、1世帯当たりの平均月額を350円、年税額で4,200円と試算しております。

また、世帯の被保険者数にもよりますが、一例といたしまして、所得金額が400万円の世帯では子ども・子育て支援金分が約1万7,000円の増となりますが、医療分の税率の引下げにより、医療分で約2万2,000円の減となり、年税額で約5,000円の減額となる見込みとなっております。

○委員長（佐賀英生） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 令和7年度の補正でも少しお話を伺ったのですが、子ども・子育て支援に負担がかかるわけですが、市として何かそれに対する対策は考えているのかどうか伺います。

○委員長（佐賀英生） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） お答えいたします。

まず、今回子ども・子育て支援金分が増となることから、同程度を医療分で引き下げる税率改正を行うことといたしました。それにより、国保加入世帯の約0.9%を除くほぼ全世帯で税負担が軽減される見込みとなっております。

また、子ども・子育て支援金分は段階的に引き上げられることとなっておりますが、今回の子ども・子育て支援金分の税率は、令和9年度及び令和10年度の引上げ分も加味した税率としておりまして、令和12年度に予定されております県内保険料率の統一まで引上げは行わず、このままの税率を維持していきたいと考えております。

○委員長（佐賀英生） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 市のほうで医療分の税率を引き下げということで、対策を取ってもらえるということで、国の言っていることをそのまま実行した場合、負担がかなり増えるわけですが、国保そのものがもともと負担が大きいので、そこを3年間見通して負担していただくということですので、大変ありがたいと思っています。

段階的な引上げは行わず、県内で保険料率が統一されるまで税率を維持するとのことですが、それによって国民健康保険財政にどのような影響があるのか、今後の財政見通しについてどう考えるかお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） お答えいたします。

令和8年度予算の積算では、税率改正等の影響もございまして、歳入が不足となる見込みでしたので、歳入第6款繰入金に財政調整基金繰入金として

約2,400万円を計上しております。

また、令和9年度以降も歳入不足が見込まれ、令和8年度から令和11年度までの4年間で、現在12億円保有しております財政調整基金のうち、約3億円の取崩しを見込んでおりますが、国保財政への影響は極めて少ないものと考えております。

国保財政は、被保険者数の減少に伴い国保税収入が減額となっており、今回の税率改正により、さらに減収とはなりますが、国や県の交付金を有効活用し、収納率の維持向上に努め、また被保険者数の推移や医療費の動向に注視しながら、今後も適切な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和8年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、議案第27号 令和8年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本特別会計は、被保険者の皆様から徴収いたしました保険料と一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的とした会計であります。

令和8年度の予算編成に当たりましては、平均被保険者数を9,958人と見込んで積算しております。予算に関する説明書の10ページをお開き願います。

総括表にありますように、令和8年度の予算総額は歳入歳出ともに8億5,777万5,000円となっております。前年度と比較して7,153万9,000円、率に

して9.1%の増となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療保険料は、本制度を運営するための保険料で、特別徴収と普通徴収を合わせて現年度分の徴収率を99.52%、滞納繰越分を50.0%と見込んでおります。前年度と比較して4,677万7,000円の増となっておりますが、これは被保険者数の増加や保険料率改定及び子ども・子育て支援金制度の創設により増額となったものであります。

第2款手数料は、保険料徴収に係る督促手数料であります。

第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金に係る一般会計からの繰入金であります。青森県後期高齢者医療広域連合から示されました保険基盤安定負担金の見込額により、2,118万9,000円の増としております。

第4款繰越金は、令和7年度の本特別会計の剰余金を見込んだものであります。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入は、保険料の延滞金、保険料還付金及び還付加算金、その他雑入であります。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するものであります。保険料や繰入金の予算に合わせまして、7,153万9,000円の増となっております。

第2款諸支出金は、過年度の保険料の還付金、還付加算金及び督促手数料等の一般会計への繰出金を計上しております。

以上が令和8年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） これもまた全体にわたるのですけれども、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度において、75歳以上の後期高齢者も支援金の負担対象になります。これは、全ての医療保険で実施されるものですけれども、後期高齢者医療保険料に上乗せして徴収されることになります。負担は、全国的には平均月200円程度とされていますが、令和8年度から3年間かけて段階的に負担額が増える予定なのですが、どれくらいの負担増とどういう影響があるのか、また令和8年度には医療分の保険料改定もあると思いますが、その部分も併せて伺います。

○委員長（佐賀英生） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） お答えいたします。

まず、令和８年度の保険料率改定の内容からご説明させていただきます。
後期高齢者医療の保険料率は、原則として２年ごとに見直されることとなっておりまして、先日開催されました青森県後期高齢者医療広域連合議会において、医療分の所得割率が現行の9.9％から0.9％減の9.0％に、均等割額が現行の４万6,800円から3,700円増の５万500円となっております。

また、子ども・子育て支援金分につきましては、所得割率が0.2％、均等割額が1,300円となっております。

国が示しております平均月額、令和８年度が200円、令和９年度が250円、令和10年度が350円と段階的に引き上げられる見込みとなっておりますが、青森県の後期高齢者１人当たりの令和８年度の平均月額は約170円となっております。

なお、今回広域連合で決定した保険料率は、医療分は令和８年度と令和９年度の保険料率となっておりますが、子ども・子育て支援金分の保険料率は令和８年度のみとなっており、令和９年度以降の保険料率は、国が示す平均月額を基に広域連合において毎年度決定されるものと考えております。

また、今回の保険料率改定の影響による負担増についてですが、一例といたしまして、年金収入が200万円の方で医療分が1,200円の減額となりますが、子ども・子育て支援金分で1,900円の増となるため、年間保険料では700円の増となる見込みとなっております。

また、予算への影響につきましては、歳入歳出ともに子ども・子育て支援金分で1,964万7,000円となっております、予算総額の約2.3％を占めております。

以上でございます。

○委員長（佐賀英生） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 国民の健康と命に関わる公的年金から子ども・子育て支援金を徴収することは、私は基本的には許されないことだと思っています。別のところから財源を求めるべきだと。これは、市に言っても仕方ないのですが、国に大きい声で抗議をしたいと思います。

広域連合なので、市ができることは限られていると思いますが、軽減策は講じられるのかどうか伺います。

○委員長（佐賀英生） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） お答えいたします。

後期高齢者医療特別会計は、青森県後期高齢者医療広域連合において賦課した保険料を市が徴収し、その保険料を広域連合に納付するために設けられた会計ですので、市独自で軽減策を講じることはできないものと考えており

ます。

しかしながら、今回広域連合が決定した保険料率では、医療分の所得割率を0.9%減とし、また保険料率の急激な上昇を抑制するため、広域連合の基金を45億円充当するなど、被保険者に配慮し、検討されたと伺っておりますことから、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。佐藤武委員。

（1番 佐藤 武委員登壇）

○委員（佐藤 武） 議案第27号 令和8年度後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民の健康と命を守るための公的健康保険に、本来の目的と違う子ども・子育て支援の財源を求めることは、公的健康制度の本来の意義をゆがめるものであり、ほかに財源を求めるべきだと思います。

国民の中に分断を持ち込む可能性があり、一度この制度が持ち込まれると、あとは税率を変えるだけで、将来的にはさらに負担増につながるおそれがあります。高齢者の健康と命を守り、安心して医療を受けられる社会をつくることが必要であると考えます。

以上で反対討論を終わります。

○委員長（佐賀英生） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

賛成の委員は賛成のボタンを、反対の委員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第132条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

確認しますので、ボタンから手を離してください。

押し間違い、押し忘れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 押し忘れ、押し間違いなしと認め、確定いたします。
（賛成者17人、反対者2人）

○委員長（佐賀英生） 賛成多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第28号 令和8年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） それでは、議案第28号 令和8年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の12ページをお開き願います。

総括表のとおり、令和8年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ69億3,024万7,000円となり、前年度当初予算と比較いたしまして2億903万3,000円、率にして3.1%の増となっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、13億1,192万4,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして1,412万2,000円、1.1%の増となっており、第1号被保険者の所得段階の割合が変動し、所得水準の上昇が見られることが主な理由となっております。

次に、第2款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料の督促手数料であります。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の15%とその他の給付費の20%に対し、国から交付を受けるものであります。

次に、14ページに移りまして、第2項国庫補助金についてであります。これは後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合を基に市町村間の格差を是正するための調整交付金や地域支援事業に係る交付金などとなっております。

次に、第 5 款支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第 2 号被保険者負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、事業費の27%を見込んでおります。

次に、15ページに移りまして、第 6 款県支出金、第 1 項県負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%の交付を見込んでおります。

次に、第 2 項財政安定化基金支出金は、科目存置のため計上しております。

次に、第 3 項県補助金についてであります。これは地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については12.5%、それ以外の事業については19.25%の交付を見込んでおります。

次に、第 7 款財産収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、16ページに移りまして、第 8 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金についてであります。これは介護給付費などに係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、第 2 項基金繰入金についてであります。これは収支の調整に伴う財源として充当する財政調整基金繰入金であります。

次に、17ページに移りまして、第 9 款諸収入、第 1 項延滞金加算金及び過料についてであります。これは第 1 号被保険者の保険料納付に係る延滞金であります。

次に、第 2 項雑入についてであります。これは第三者行為納付金や不当利得等返納金などであります。

以上が歳入についての説明であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。18ページをお開き願います。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費についてであります。これは介護保険運営のための事務経費となっております。

次に、第 2 項介護認定審査会費についてであります。これは介護認定の審査及び調査に要する経費となっております。

次に、19ページに移りまして、第 3 項計画策定委員会費についてであります。これは介護保険事業計画策定に要する経費となっております。

次に、20ページに移りまして、第 2 款保険給付費についてであります。令和 8 年度に実施される臨時的な介護報酬改定の影響やサービス利用者の増加が見込まれることから、前年度当初予算額と比較して 2 億 710 万 8,000 円、3.3%の増となっております。

まず、第 1 項介護サービス等諸費についてであります。これは介護給付

に要する経費となっております。

次に、21ページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費についてありますが、これは介護予防給付に要する経費となっております。

次に、第3項その他諸費についてありますが、これは青森県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料となっております。

次に、22ページに移りまして、第4項高額介護サービス等費についてありますが、これは高額な介護費用の利用者負担の軽減に要する経費となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてありますが、これは介護保険施設における食費、居住費等について、低所得者層の負担軽減に要する経費となっております。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてありますが、これは医療と介護の自己負担の年間合算額における負担軽減に要する経費となっております。

次に、23ページに移りまして、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費についてありますが、これは要支援者等の訪問型サービス及び通所型サービスやケアプランの作成に要する経費となっております。

次に、第2項一般介護予防事業費についてありますが、これは介護予防の知識に関する普及啓発のほか、地域サロンや介護予防運動といった高齢者の通いの場の活動支援など、介護予防事業に要する経費となっております。

次に、24ページに移りまして、第3項包括的支援事業費・任意事業費についてありますが、これは地域包括支援センター運営費や介護給付等費用適正化事業費のほか、在宅医療・介護連携推進事業費などを計上しております。

次に、26ページに移りまして、第4項その他諸費についてありますが、これは介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料となっております。

次に、第4款財政安定化基金拠出金についてありますが、これは県の財政安定化基金への拠出金でありまして、科目存置のため計上しております。

次に、第5款基金積立金についてありますが、これは財政調整基金の運用利子を積み立てるものであります。

次に、第6款公債費についてありますが、これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金についてありますが、これは過年度分の介護保険料の還付金などであります。

次に、27ページに移りまして、第8款は予備費を計上しております。

以上が歳出の説明であります。

これで令和8年度むつ市介護保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） それでは、歳出の23ページ、第1目一般介護予防事業費について3点お伺いします。

1点目、まず一般介護予防事業費の中で委託料が1,147万8,000円と大きな割合を占めておりますけれども、これは具体的にどのような業種や団体に業務委託をしているのか。

2点目が、本事業は介護予防の普及啓発が594万2,000円と、あと介護予防活動費が1,517万2,000円と大きく2つの柱になっていますが、これ健康寿命の延伸にどのように寄与するのかお伺いします。

3点目は、介護予防普及啓発事業の詳細をお示してください。

○委員長（佐賀英生） 介護保険課長。

○健康福祉部介護保険課長地域包括支援センター所長（井戸向明子） 答えいたします。

一般介護予防事業費の委託料の内訳といたしましては、介護予防セミナー等の開催委託料、地域介護予防活動支援業務委託料、地域包括支援センターで使用するシステムの保守管理業務委託料がございますが、この具体的な委託先と業務内容については、介護予防セミナー等の開催につきましては、市内4か所の在宅介護支援センター及び1か所のNPO法人に委託しております。また、ウェルネスパークに委託をし、元気はつらつ運動教室を開催しております。

地域介護予防活動支援事業につきましては、むつ市社会福祉協議会へ委託し、ボランティア育成研修や地域サロンの開催支援を通じて住民主体の活動をサポートしております。

次に、普及啓発と介護予防活動が市民の皆様にご還元され、健康寿命の延伸に寄与するのかについてですが、これらの事業を通じて市民の皆様には、まず介護予防に関する正しい情報を得る機会を提供し、実際に体を動かす場に参加していただくことで、身体機能の維持向上を図ります。

また、こうした活動の場へ通うことは、社会参加を促して孤立化を防ぐとともに、他社との交流や知的刺激により認知機能の低下を防ぐ効果も期待できます。

このように、心身の機能を維持し、住み慣れた地域で介護を必要としない自立した生活を送っていただくことが重要であり、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。

最後に、介護予防普及啓発事業の詳細についてお答えいたします。この事業は、講演会やパンフレット等を通じて介護予防に必要な知識や情報を市民の皆様へ普及啓発することを目的とした事業です。当市では、先ほども述べました介護予防セミナーや元気はつらつ運動教室、介護予防講演会などを展開しておりますが、これに加えて来年度からの新たな取組として、認知機能セルフチェッカー2台の導入に係る費用を計上しております。

以上でございます。

○委員長（佐賀英生） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 課長、どうもありがとうございます。様々なそういう介護予防の対象の事業、詳細は分かりました。

それでは、3点目の普及啓発事業の認知症セルフチェッカーということで、これ私ども民生福祉常任委員会のほうで提案させていただいた部分で導入いただいたという部分は、本当に感謝申し上げます。

その中で、歳出の中で、まず2台導入するということで今答弁いただきましたけれども、その初期投資のインシヤルコスト及び年間の維持管理のランニングコストはどのぐらい見込んでいるのか。

2点目が、例えば初年度はインシヤルコストがかかるわけですが、来年度もその分は当然なくなるわけなのですね。その部分で、財政負担がどのぐらい軽減されるのか、このコスト維持を、推移を示していただきたいと思えます。

あと、3点目が、認知症の部分でセルフチェッカーをやって、このチェックの結果、機能低下の兆候が見られた市民に対して専門職がどのように介入して、具体的な介護予防プログラムや適切な支援とつなげていくのか、その具体的な支援フローをお聞きしたいと思えます。

○委員長（佐賀英生） 介護保険課長。

○健康福祉部介護保険課長地域包括支援センター所長（井戸向明子） まず、コスト面についてお答えいたします。

認知機能セルフチェッカーにつきましては、2台導入することとしておりまして、2台分合わせますと、初期導入費用が10万円、月額の利用料は月4万6,000円となっており、この導入費用と1年間の利用料、消費税を合わせまして、年間では71万8,000円を見込んでおります。

次年度以降のコスト推移については、初年度に発生する初期導入費用10万

円、こちらは消費税を含みますと11万円になりますが、こちらが発生しませんので、導入台数が変わらなければ費用は軽減する見込みです。

次に、運用面の具体的な支援についてお答えいたします。認知機能セルフチェッカーの使用の際には、地域包括支援センターの専門職が必ずサポートを行いますので、その中で機能低下の兆候が見られた方に対しては、認知症予防等に関する助言や、市で多数行っております介護予防事業等の地域活動の情報提供をし、参加等へつないでいくことを想定しております。

○委員長（佐賀英生） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 今3番目の話を聞いて、本当に安心いたしました。しっかりサポートしていくということで、あとはせつかく71万8,000円かけるので、いかにそういう方をそこに引きつけるかというのが重要となってくると思うのです。その上で、本事業における初年度の利用者数の目標をどの程度に見込んでいるのか。

あと、場所という部分が肝腎だと思うのですが、設置場所はまだ確認していないのですが、福祉の窓口に固定するだけでは、未病段階の層にはなかなかやっぱり届かないと思いますので、例えば私一般質問でしたのですが、図書館とか、図書館はやっぱり10万人来ますので、そういう図書館の知の拠点とか、あとは市民の憩いの場への配置、あるいはこういう各地区へ回していくような取組も必要なのではないかということですが、その辺の市の見解をお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 介護保険課長。

○健康福祉部介護保険課長地域包括支援センター所長（井戸向明子） お答えいたします。

利用者数の見込みにつきましては、具体的な数値目標は設定しておりませんが、初年度は新規導入ということで、まず医療、福祉などの関係機関や地域サロン等を通じて広く周知を行い、このセルフチェッカーの存在を知っていただく期間と位置づけております。そのため、次年度以降の事業展開に向けて多くの方に体験していただけるよう努めてまいります。

設置場所につきましては、市役所本庁舎への常設に加え、各地区の介護予防事業やイベント会場へ機器を持ち込む出張形式での実施を想定しております。

また、ご提案のありました図書館につきましても、施設を所管する教育委員会と協議、調整を図りながら、これまで開催してきた認知症普及啓発イベント等の機会を積極的に活用してまいりたいと考えております。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 私も第3款地域支援事業費について、住吉委員とちょっとかぶるところがあると思いますけれども、お聞かせください。

第7目の認知症総合支援事業費のところで、現在562万1,000円ということですが、今チェッカーにつきましてはお話聞きました。例えば、もしかしたら自分が認知症かもしれないと思ったときに、たまたまチェッカーを体験する機会があればいいのですけれども、そういったときの受入窓口というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか、またそれに対する事業支援というのをお知らせください。

○委員長（佐賀英生） 介護保険課長。

○健康福祉部介護保険課長地域包括支援センター所長（井戸向明子） お答えいたします。

認知症に関する不安等がある方につきましては、地域包括支援センターの窓口で相談をお受けしております。また、認知症カフェなど、そういった方が参加できる事業も開催しておりますし、あとは毎月1回、地域包括支援センター、市役所、介護保険課の窓口で物忘れ相談という窓口を開設して相談をお受けしております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 問題は認知症ということで、忘れやすくなっているという状況ですので、それが自分にいつ起き始めるかということも想像もつかないし、また独り暮らしの方も多いという中で、そういう方たちが、今は大丈夫なのですけれども、それを不安に感じたときに、今地域包括センターとおっしゃいましたけれども、そこを分かりやすく例えばアピールするような方法というのは何かしていますでしょうか。

○委員長（佐賀英生） 介護保険課長。

○健康福祉部介護保険課長地域包括支援センター所長（井戸向明子） 市では、高齢者福祉・介護保険ガイドブックを発行いたしまして、市民の皆様に相談窓口の周知を図っております。

あとは、民生委員の方などから、地域に心配な方がいらっしゃるようになった場合、地域包括支援センターに情報提供いただきまして、こちらのほうから支援をするような体制を整えております。

以上でございます。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） この認知症というのは、普通に生活できたり、またちょっと忘れたりというところを繰り返しながら忘れ物が多くなっていくという

状況になると思うのですけれども、確認ですけれども、そうすれば取りあえずは近くの民生委員さんの方に相談すれば、いろんなところに地域の人たちは結んでもらえるということによろしいですか。

○委員長（佐賀英生） 介護保険課長。

○健康福祉部介護保険課長地域包括支援センター所長（井戸向明子） そうですね、地域の方々にとって一番身近な民生委員さんにご相談いただければ、こちらのほうにつないでいただけるということでご理解いただければいいと思います。

以上です。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 38 分 休憩

午前 11 時 39 分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第29号 令和8年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） それでは、議案第29号 令和8年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書の10ページをお開き願います。

本会計は、公共用地の先行取得及び取得事業に伴う市債の償還事務に係る会計でありまして、予算総額は歳入歳出ともに1,614万4,000円となっております。

ます。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款繰入金についてありますが、これは長期債元金償還金及び長期債利子に係る経費を一般会計から繰入れするものとなっております。

次に、12ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款公債費についてありますが、これは道の駅整備事業の用地の先行取得に伴う長期債元金償還金及び長期債利子に要する経費となっております。

以上が令和8年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第30号 令和8年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（松本邦博） それでは、議案第30号 令和8年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算に関する説明書の10ページをお開き願います。

令和8年度予算総額は、歳入歳出ともに5,296万6,000円となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款使

用料及び手数料についてであります。これは魚市場内に設置してあります自動販売機に係る行政財産目的外使用料であります。

次に、第2款財産収入についてであります。これは地方卸売市場大畑町漁市場基金の運用収入であります。

次に、第3款繰入金についてであります。これは一般会計からの繰入金であります。

次に、第4款繰越金についてであります。これは剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入についてであります。これは卸売業者契約保証金の預金利息であります。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは事務経費及び魚市場運営審議会に係る経費などとなっております。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費についてであります。これは修繕料、保険料、保守点検委託料、漁港施設占用料及び優良衛生品質管理市場・漁港認定審査料などとなっております。

次に、第3款公債費についてであります。これは長期債元金償還金及び利子となっております。

次に、14ページに移りまして、第4款予備費についてであります。これは突発的な支出に対応するためのものであります。

以上が魚市場事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 13ページ、第2款第1目魚市場施設費のところでお伺いいたします。

優良衛生品質管理市場・漁港認定審査料が470万円ほど上がっていますけれども、タイムスケジュール等が分かっていたらお願いします。

○委員長（佐賀英生） 市民生活課長。

○大畑庁舎市民生活課長（山崎憲一） お答えいたします。

去る2月26日、27日に実施されました現地審査の結果が良好であったことを受けまして、3月4日付で正式な認定を受けるための申請手続を行いました。今後は、大日本水産会による最終審査を経て、4月中旬から下旬頃に認定を受ける見通しとなっております。

本予算11万円につきましては、認定取得の翌年度に義務づけられておりま

す継続審査の申請費用として計上したものでございます。

なお、継続審査の認定後は、３年ごとに再審査を受ける必要があるため、それ以降は３年周期で同様の費用が発生する見通しとなっております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 審査が認定になりますと、優良施設ということで、魚種の価格が少し上がるということも期待するわけですが、そういう認定されたアピール等の何か予定等はあるのでしょうか。そういったものをちょっと、広報活動というか。

○委員長（佐賀英生） 市民生活課長。

○大畑庁舎市民生活課長（山崎憲一） 詳細については、具体的にはまだ検討していませんけれども、今後に関しては、漁協の皆さんとも協議して周知を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号についての質疑を終了いたします。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 11時48分 休憩

午前 11時49分 再開

○委員長（佐賀英生） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第31号 令和８年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（小田晃廣） 議案第31号 令和８年度むつ市

水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の３ページをお開き願います。

第２条の業務の予定量であります、（１）、給水戸数は２万３,６７７戸、（２）、年間総給水量は６００万１,２８０立方メートルを見込んでおりますほか、（４）、主要な建設改良事業として、永下配水区更新事業及び配水管整備事業を計上しております。

第３条の収益的収入及び支出の予定額であります、６ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第１款水道事業収益は１７億４,７７８万２,０００円で、前年度との比較では２５９万４,０００円の増となっております。

第１項営業収益は、主に給水収益となっております。

第２項営業外収益は、一般会計及び下水道事業会計からの負担金、固定資産の償却に伴う長期前受金戻入などを計上しております。

第３項特別利益は、その他特別利益として、水道基本料金減免分の一般会計繰入金を計上しております。

支出の第１款水道事業費用は１７億１,０２８万円で、前年度との比較では６０８万９,０００円の増となっております。

第１項営業費用は、事業運営に係る部門的経費のほか減価償却費などで、前年度との比較では増となっており、その主な要因といたしましては、委託料の増などによるものであります。

第２項営業外費用は、主に企業債に係る支払利息などで、前年度との比較では減となっており、その主な要因といたしましては、企業債利息及び支払消費税の減などによるものであります。

第３項特別損失は、過年度分の損益の修正損を計上しております。

この結果、収支差引きで３,７５０万２,０００円収入が支出を上回る予定となっております。

次に、第４条の資本的収入及び支出の予定額であります、７ページをお開き願います。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第１款資本的収入は８億６,１２８万３,０００円で、前年度との比較では１億６,２３４万２,０００円の増となっております。

第１項企業債は、配水管整備事業などに充てる企業債で、対象事業の増加に伴い増となっております。

第2項一般会計負担金は、企業債償還金などに充てる負担金で、主に対象となる償還金の減少に伴い減となっております。

第3項国庫補助金は、永下配水区更新事業に充てる国からの交付金となっております。

第4項工事負担金は、配水管整備費に充てる負担金で、県の事業などに係る工事の減少に伴い減となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は15億996万5,000円で、前年度との比較では9,704万3,000円の増となっております。

第1項建設改良費は、主に水道施設の整備及び更新に要する費用でありまして、大湊バイパスⅡ期整備事業に係る配水管切り回し工事などを予定しております。そのほか建設改良工事といたしましては、浄水場の電気及び機械設備更新工事などを実施することとしており、事業量の増加に伴い支出が増となっております。

次に、第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

3ページに戻りまして、この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億4,868万2,000円は、第4条条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

なお、財務の状況等につきましては、5ページ以降の予算に関する説明書をご参照していただければと存じます。

以上が令和8年度むつ市水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 7ページの支出の部の建設改良費に関連してお尋ねいたします。

まず、今問題になっている鉛管の市内埋設状況と令和8年度の耐震管の整備計画とその費用についてお伺いします。

○委員長（佐賀英生） 水道課長。

○上下水道局水道課長（山崎浩） 委員お尋ねの市内における鉛管の埋設状況についてお答えいたします。

現在市が所管する水道管において、鉛管は使用されておられません。また、お客様等からの鉛管使用についても、報告、確認はございませんので、市内において現在鉛管の埋設はないものと認識しております。

令和8年度の耐震管の整備計画と費用についてお答えいたします。令和8

年度の耐震管の整備計画は、永下配水区において浄水場から配水場までの送水管713.8メートルの布設替工事に係る実施設計業務委託を予定し、設計調査費等は860万2,000円を計上しております。これに係る工事実施については、令和9年度を予定としております。

また、大湊地区において県発注の大湊バイパスⅡ期工事に係る市が所管する配水管布設替工事の延長2,230.5メートルを予定しており、事業費は2億1,463万2,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（佐賀英生） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ありがとうございます。

令和8年度の水道施設全体の耐震化整備計画と、またその費用について伺います。

○委員長（佐賀英生） 水道課長。

○上下水道局水道課長（山崎浩） お答えいたします。

令和8年度の水道施設の耐震化に係る工事として、大畑第3取水場非常用発電機室築造工事を計上しております。主な内容については、大畑赤坂地区にある取水施設において建屋を建設し、非常用発電設備を設置、老朽化した取水ポンプや制御盤等の更新を行い、地震等の災害時に備えて施設の耐震化と浸水対策を図るとともに、有事の際の水の安定供給ができる施設整備をいたします。これに係る工事費用として1億8,260万円を計上しております。

令和8年度において、水道管及び水道施設に係る耐震化に伴う事業費といたしましては、合計3億9,723万2,000円を計上し、引き続き安全安心な水の安定供給に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（佐賀英生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案の

とおり可決されました。

次は、議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（小田晃廣） 議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の3ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります、（1）、排水戸数は3,658戸、（2）、年間総処理水量は91万9,053立方メートルを見込んでおりますほか、（4）、主要な建設改良事業として、改築更新事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります、6ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款下水道事業収益は10億9,189万9,000円で、前年度との比較では836万2,000円の増となっております。

第1項営業収益は、主に下水道使用料となっております。

第2項営業外収益は、一般会計からの補助金及び負担金、固定資産の償却に伴う長期前受金戻入などを計上しております。前年度との比較で収入が増となった主な要因といたしましては、長期前受金戻入の増などによるものであります。

支出の第1款下水道事業費用は10億8,915万円で、前年度との比較では909万4,000円の増となっております。

第1項営業費用は、処理場施設の維持管理及び減価償却費などで、前年度との比較では増となっており、その主な要因といたしましては、各処理場の維持管理に係る委託料の増などによるものであります。

第2項営業外費用は、主に企業債に係る支払利息などで、前年度との比較では減となっており、その主な要因といたしましては、企業債利息の減などによるものであります。

この結果、収支差引きで274万9,000円収入が支出を上回る予定となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります、7ページをお開き願います。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款資本的収入は10億8,887万8,000円で、前年度との比較では2

億1,302万円の増となっております。

第1項企業債は、改築更新事業に充てる企業債並びに資本費平準化債で、資本費平準化債の増加に伴い増となっております。

第2項国庫補助金は、改築更新事業に充てる国からの交付金で、対象事業の増加に伴い増となっております。

第3項一般会計負担金は、企業債償還金などに充てる一般会計からの繰入金であります。

第4項受益者負担金及び分担金は、これまでの下水道整備に当たり借り入れた企業債の償還金に充てるもので、下水道区域の縮小に伴い新たに付加する件数が減少することから減となっております。

支出の第1款資本的支出は11億8,675万9,000円で、前年度との比較では5,390万3,000円の増となっております。

第1項建設改良費では、改築更新事業として各処理場及びマンホールポンプの設備更新工事を予定しております。

第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

3ページに戻りまして、この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,788万1,000円は、条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

なお、財務の状況等につきましては、5ページ以降の予算に関する説明書をご参照していただければと存じます。

以上が令和8年度むつ市下水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐賀英生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 質疑なしと認めます。

これで議案第32号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐賀英生） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案の

とおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐賀英生) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

皆様のご協力をもちまして、速やかに終わらせていただくことを感謝申し上げます。正副委員長共々心から感謝申し上げます。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 零時 07 分 閉会)

上 記 の と お り 相 違 あ り ま せ ん 。

むつ市議会予算審査特別委員会

委 員 長 佐 賀 英 生

副 委 員 長 富 岡 直 哉